

戸田市精神障害者通院医療費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精神障害者が負担する精神疾患に係る通院医療費の自己負担額のうち、その一部（以下「助成金」という。）を助成することにより、精神障害者の健康の保持や向上を図り、もって精神障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。）第5条に規定する精神障害者をいう。

(対象者)

第3条 この要綱による助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条の規定による市の区域外に設置されている施設等に入所等している者は、この限りでない。
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する被保険者又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。）の規定による被保険者、組合員（被保険者又は組合員であった者を含む。）若しくは被扶養者であること。
- (3) 法第54条第3項の医療受給者証の交付を受けた者

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(2) 戸田市こども医療費条例（昭和59年条例第29号）、戸田市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和59年条例第30号）又は戸田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第24号）により通院に係る医療費の助成を受けることができる者

(3) その他法令の規定により、この要綱による医療の助成額と同等又はそれ以上の給付を受けることができる者
(助成金の額)

第5条 助成金の額は、法第58条第3項第1号に規定する自己負担額の2分の1とする。ただし、当該自己負担額については、付加給付額がある場合においては当該付加給付額を控除するものとする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、戸田市精神障害者通院医療費助成金申請書（第1号様式）に規定する書類と、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 受給資格確認について関係官公署等に照会等を求めるための同意書(第2号様式)

(2) その他市長が必要と認めた書類

(助成金の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、精神障害者通院医療費助成金支給決定通知書（第3号様式）又は精神障害者通院医療費助成金不支給決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成の方法)

第8条 助成金の交付は、精神障害者通院医療費助成金の申請を市が受付した日の翌月の末日までに、申請者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行う。

(資格喪失)

第9条 対象者が次のいずれかに該当するときは、受給資格を失う。

(1) 第3条各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(届出)

第10条 申請者は第6条に規定する申請に係る書類の記載事項に変更また

は、前条第1号の規定により資格喪失した場合は速やかに精神障害者通院医療費助成金申請内容変更・消滅届（第5号様式）により、市長に届け出なければならぬ。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者がいるとき、又は他の法令等により医療費の助成を受けたものがあるときは、その者から既に助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（報告）

第13条 市長は、医療費の助成に関し、必要があると認めるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者から必要な事項の報告を受けることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の診療に係る通院医療費から適用する。
- 2 平成19年4月1日から平成19年7月31日までの診療に係る精神障害者通院医療費助成金については、第8条の規定に関わらず、平成19年10月末日までに支払うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行し、改正後の戸田市精神障害者通院医療費助成要綱第3条第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月30日から施行する。